

議案第78号

西春日井広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西春日井広域事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年11月26日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、愛知県事務処理特例条例に基づき、組合市町が処理することとされた事務のうち、火薬類取締法に基づく煙火の消費に係る事務を組合で共同処理するに当たり、組合の共同処理する事務に関する規定を追加するため、本組合同規約の一部を改める必要があるからである。

西春日井広域事務組合規約の一部を改正する規約

西春日井広域事務組合規約（平成15年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）に基づき組合市町が処理することとされた事務のうち、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく煙火の消費に係る事務

第8条に次の1号を加える。

- (4) 第3条第4号に掲げる事務

愛知県から、同号の処理に要する経費として、組合市町に交付される権限移譲交付金の額とする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。